

サンケア下関

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

(運営規定)

株式会社そよかぜ

サンケア下関

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、株式会社そよかぜ（以下「事業者」という。）が設置、経営する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所「サンケア下関（以下「事業所」という。）」の利用について必要な事項を定め、事業所の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 事業所は、老人福祉法の理念及び介護保険法並びに厚生労働省の関係法令等に基づき、事業所が行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や職員が要介護者に対し、適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、計画的に看護小規模多機能型居宅介護を利用することにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的精神的負担の軽減を図ることを基本方針とする。

(運営方針)

第3条 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、要介護者状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の様態や希望に応じて、通い、訪問や宿泊を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、主治医、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努める。

5 事業所は、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行う

よう努める。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ・ 名 称 サンケア下関
- ・ 所在地 富山県高岡市赤祖父166番地

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人(常勤兼務)

- ・ 事業所の従事者の管理及び業務の管理

(2) 介護支援専門員 1人以上

- ・ 利用者の居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画等の作成
- ・ 利用者及びご家族の日常生活上の相談・助言
- ・ 居宅介護支援事業所や他の関係機関との連絡・調整

(3) 看護職員 常勤換算2.5人以上(1名以上は常勤の看護師)

- ・ 利用者の衛生管理・健康管理
- ・ 主治の医師の指示による訪問看護業務
- ・ 看護小規模多機能居宅介護報告書の作成(准看護師除く)

(4) 介護職員 8人以上(但し、通いの利用予定者数によって変動する)

- ・ 利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う

第3章 営業日、営業時間及び利用定員等

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休とする。

- (2) 営業時間
- 通いサービス：午前6時から午後9時まで
 - 宿泊サービス：午後9時から午前6時まで
 - 訪問サービス：24時間

(利用定員等)

第7条 指定看護小規模多機能型居宅介護の登録定員は29人、通いサービスの利用定員は18人、宿泊サービスの利用定員は9人とする。

(定員の遵守)

第8条 登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行わない。但し、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

第4章 指定看護小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第9条 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した重要事項説明書を交付して説明を行い、提供開始について文書による入居申込者の同意を得る。

2 当事業所の提供するサービスの内容は次のとおりとする。

(1) 通いサービス

- ①日常生活上の世話及び機能訓練
- ②健康管理
- ③食事の提供
- ④入浴介助
- ⑤送迎

(2) 訪問サービス

<介護サービス>

利用者の自宅に伺い、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の必要な支援を行う。

<看護サービス>

主治の医師が看護サービスの必要性を認めた者に限り、訪問看護指示書に基づき、主治の医師との連携調整を図りながら看護サービスの提供を行う。

- ①症状・障害の観察
- ②入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③食事及び排泄等日常生活の世話
- ④床ずれの予防・処置
- ⑤リハビリテーション
- ⑥ターミナルケア
- ⑦認知症利用者の看護
- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨カテーテル等の管理
- ⑩その他医師の指示による医療処置

※通いサービス及び訪問サービスを利用しない日であっても、電話による見守り等の声かけを行う。

(3) 宿泊サービス

当事業所に宿泊して頂き、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の援助や機能訓練を行う。

(4) 生活に関する相談・助言

利用者やその家族の日常生活における介護等に関する相談の助言、申請代行等を行う。

(提供拒否の禁止)

第 10 条 事業所は、正当な理由なく指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を拒否しない。

(サービス提供困難時の対応)

第 11 条 正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供することが困難である場合には、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

第 12 条 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を求められた場合は、利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 前項の被保険者証に、介護保険法（以下、法という）第 78 条の 3 第 2 項の規定により認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会に配慮して、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第 13 条 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行う。

(心身の状況等の把握)

第 14 条 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(居宅サービス事業者等との連携)

第 15 条 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努める。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取り扱い方針)

第 16 条 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うものとする。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

3 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

4 事業所の従業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

5 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

6 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

7 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

8 指定看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少な

い状態が続いてはならないものとする。

- 9 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供するものとする。
- 10 看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、看護小規模多機能居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図れるよう妥当適切に行わなければならない。
- 11 看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行わなければならない。
- 12 特殊な看護等については、これを行ってはならない。

(主治の医師との関係)

第 17 条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。

- 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。
- 3 事業者は、主治の医師に看護小規模多機能型居宅介護報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

(居宅サービス計画の作成)

第 18 条 管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 介護支援専門員は、登録者の居宅サービス計画の作成に当たっては、関係法令及び基準に掲げる具体的取扱方針に沿って行う。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第 19 条 登録者が他の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(看護小規模多機能型居宅介護計画)

第 20 条 管理者は、介護支援専門員に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、介護支援専門員に担当させるものとする。

- 2 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行い、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の

看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本として利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行う。

- 4 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 5 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付する。
- 6 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。
- 7 第2項から第6項までの規定は、前項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。

(介護等)

第21条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。

- 2 利用者に対して、利用者の負担により利用者の居宅又は当該サービスの拠点における従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
- 3 事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と従業者が共同で行うよう努める。

(看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)

第22条 看護職員（准看護師除く）は、訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成する。

- 2 事業者は主治の医師との連携を図り、適切な看護サービスを提供するため、前項の看護小規模多機能型居宅介護報告書を利用者の主治の医師に定期的に提出する。

(利用料等の受領)

第23条 看護小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。また、当該看護小規模多機能型居宅介護が法定受領サービスである場合は、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と法定代理受領サービスに該当する介護保険サービスの費用額との間に不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前2項の支払いを受けるほか、次に掲げる費用の額の支払いを受ける。

(1) 食事の提供に要する費用

利用者に提供する食事の材料費及び調理費相当額に係る費用。

【朝食：350円、昼食：650円（おやつ含む）、夕食：500円】

(2) 宿泊サービスに要する費用

利用者が宿泊するために使用する事業所又はその設備等に係る室料（建物設備等の減価償却費等）及び光熱水費相当額に係る費用。

【利用料金：2,006円（1泊当たり）】

(3) 特別な食事の提供に要する費用

利用者の希望に基づいて、通常の食事の提供に要する費用の額では提供が困難な高価な材料を使用し、特別な調理により、事業所において特別な食事の提供に係る費用。

【利用料金：特別な食事を提供することに要した費用の実費相当額】

(4) 理美容サービス

利用者の希望によって、美容師又は理容師の出張によるサービスを受けた場合に係る費用（実費相当額）。

(5) 介護用品費（おむつ代を含む。）

利用者の希望によって、紙おむつ等の介護用品を事業所が提供した場合に係る費用。

【費用：オムツ、紙パンツ＝1枚100円、パット＝1枚50円】

(6) レクリエーション、クラブ活動費用

利用者の希望によって、レクリエーション及びクラブ活動等に要する材料費等に係る費用。但し、全ての利用者に一律に提供されるレクリエーション及びクラブ活動等に係る費用は徴収しない。

【利用料金：材料費等の実費相当額】

(7) 洗濯サービス（訪問サービスは除く）

利用者やご家族のご希望によって洗濯サービスを行った場合に係る費用。

【費用：1回100円】

(8) 日用品費

利用者の希望によって、身の回り品及び日常生活品に必要なものを事業所が提供した場合に係る費用。但し、全ての利用者に一律に提供される日常生活品等に係る費用は徴収しない。

【費用：各種実費相当額】

- 4 前項各号の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行うとともに、利用者に文書により同意を得る。

なお、介護保険法令等関係諸法令の改正及び経済状況の著しい変化、その他やむを得ない

事由により前項各号の費用に係る利用料金を変更する場合においても、その内容及び費用を記した文書を事前に交付して説明を行うとともに、利用者に文書により同意を得なければならない。

利用当日のキャンセル料に関しては、当日の食費相当額（350 円～1,450 円）を徴収することとする。但し、利用者の急な入院等で連絡が遅れる場合などはこの限りでは無い。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第 24 条 法定代理受領サービスに該当しない指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

（通常の事業の実施地域）

第 25 条 通常の事業の実施地域は、高岡市とする。

第 5 章 サービス利用に当たっての留意事項

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 26 条 利用者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を受ける際には、次の事項に留意するものとする。

- （1）気分が悪くなったときは、速やかに従業者に申し出ること。
 - （2）施設・設備は他の利用者の迷惑にならないよう利用すること。
 - （3）サービス利用の中止、変更がある場合には、利用日の前日までに事業所に申し出ること。
- ただし、利用者本人の病変、急な入院等事業所への連絡ができない場合にはこの限りではない。

2 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- （1）宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
- （2）喧嘩、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- （3）共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- （4）指定した場所以外で火気を用いること。
- （5）故意に施設若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

第 6 章 緊急時等における対応方法及び非常災害対策等

（緊急時等の対応）

第 27 条 従業者は、現に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

2 看護職員は、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。

(非常災害対策)

第 28 条 事業者は、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画（以下「消防計画」という。）を立て、災害時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制を構築しておくこととする。

2 消防法第 8 条に規定する防火管理者を置いて、前項の消防計画の策定及びこれに基づく消防業務を行うものとする。

3 消防計画に基づき、年 2 回以上の避難、消火、通報等の訓練を行う。

4 非常災害用設備の保守点検は、防火管理者立ち会いのもと、契約保守業者に依頼して行う。

5 その他必要な災害防止対策等に関しては、別に「非常災害時の対応マニュアル」を定める。

(事故発生時の対応)

第 29 条 利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに高岡市、当該利用者の家族、その他関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

4 事業所における事故の発生又はその再発を防止するため、別に「事故発生防止マニュアル」を定める。

第 7 章 その他運営に関する重要事項

(身分を証する書類の携行)

第 30 条 従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導する。

(サービスの提供の記録)

第 31 条 指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際には、提供日及び内容、法第 42 条の 2 第 6 項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第 32 条 毎月、高岡市（法第 42 条の 2 第 9 項において準用する法第 41 条第 10 項の規定により法 42 条の 2 第 8 項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出する。

（利用者に関する市町への通知）

第 33 条 指定看護小規模多機能型居宅介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を高岡市に通知する。

- （1）正当な理由なしに指定看護小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- （2）偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（勤務体制の確保等）

第 34 条 利用者に対し適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供することができるよう、従業者の勤務体制を別に定める。

2 事業所の従業者によって指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する。但し、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- （1）採用時研修 採用後 1 か月以内
- （2）継続研修 年 1 回以上

4 事業所は、適切な看護小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

（掲示）

第 35 条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

（秘密保持等）

第 36 条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、事業所を退職した後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とする。

3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第 37 条 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 38 条 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第 39 条 提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関し、法第 23 条の規定により高岡市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該高岡市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して高岡市が行う調査に協力するとともに、高岡市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業者は、高岡市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を高岡市に報告する。

5 提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第 176 条第 3 項の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

7 苦情処理に関する具体的な対応方法等については、別に「苦情対応マニュアル」を定める。

(会計の区分)

第 40 条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計と区分する。

(協力医療機関等)

第 41 条 主治の医師との連携を基本として、利用者の病状の急変等に備えるため、入院治療を必要とする利用者のための協力医療機関等を次のとおり定める。

【協力医療機関】

- (1) 名 称 富山県厚生農業協同組合連合会高岡病院
- (2) 所在地 富山県高岡市永楽町 5 番 10 号

【協力歯科医療機関】

- (1) 名 称 富山県厚生農業協同組合連合会高岡病院
- (2) 所在地 富山県高岡市永楽町 5 番 10 号

(調査への協力等)

第 42 条 提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定看護小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために高岡市が行う調査に協力するとともに、高岡市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(衛生管理等)

第 43 条 利用者の利用する施設、食器その他の設備及び飲用する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じる。

- 2 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、別に指針を定める。また、必要に応じて高岡市保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこととする。
- 3 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに従業者に周知徹底を図る。
- 4 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(地域との連携等)

第 44 条 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、高岡市職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、指定看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

- 2 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。
- 3 事業所の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。
- 4 提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、高岡市等が

派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の高岡市等が実施する事業に協力するよう努める。

(居住機能を担う施設等への入居)

第 45 条 可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が基準第 192 条第 7 項各号に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努める。

(記録の整備)

第 46 条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

- (1) 居宅サービス計画
- (2) 看護小規模多機能型居宅介護計画
- (3) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 身体的拘束等の態様及びその時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 高岡市への通知に係る記録
- (6) 苦情の内容等の記録
- (7) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録
- (9) 主治の医師による指示の文書
- (10) 看護小規模多機能型居宅介護報告書

(業務継続計画の策定等)

第 47 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 48 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社そよかぜが定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和5年3月1日から施行する。
- 2 令和7年4月1日改定